

いわき市介護保険課確認事項

確認日時：令和3年6月1日（月） 11時30分

担当者：いわき市介護保険課 鈴木 康人様

確認者：コンプライアンス部 須釜 初恵

問1、要介護（要支援）認定の更新について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、ご本人の状態に変化がなければ認定有効期間を延長することが可能となっているが、認定有効期間を延長した場合、指定福祉用具貸与費算定届出書の手続きはどのような扱いになるか？

（答）

認定有効期間を延長した場合、前回行った指定福祉用具貸与費算定届出書の手続きも延長扱いとなる為、改めて申請を行う必要はない。

ただし、ご本人の状態に変化がないことが前提となる為、支援経過等に「ご本人の状態に変化が見られず、感染拡大防止の為認定有効期間の延長を行った。福祉用具の利用について継続が必要と判断する。」等の記録を残しておくことが望ましい。